

【重要】入契法改正に関するお知らせ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）の改正により、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、材料費及び労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となります。

これに伴い横浜市では、令和8年度案件から「工事費内訳書への材料費及び労務費等の記載確認」及び「労務費ダンピング調査」を実施する予定です。

詳細につきましては、後日改めてお知らせします。

1 工事費内訳書への記載事項の追加

改正法の施行により、全工事入札案件において、入札参加者が入札時に提出する工事費内訳書に、材料費、労務費、必要経費の記載が必要になります。

入契法（令和6年6月改正、令和7年12月施行予定）

【改正前】

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

【改正後】

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

2 労務費ダンピング調査の実施

落札候補者が提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費（労務費だけではなく材料費等も含めた合計額）の金額が、本市の設計額の一定水準を下回る場合、書面にて理由の確認を行う予定です。一定水準・対象案件等詳細につきましては、改めてお知らせします。

【お問合せ先】

財政局契約第一課

TEL：045-671-2246